

市総務局人事部給与課長以下、市労組執行委員長以下との本交渉

令和6年10月10日(木曜日)大阪市役所労働組合(市労組)との交渉の議事録

(組合)

ただいまから年末一時金にかかる申し入れを行いたい。

年末一時金要求について、下記のとおり申し入れる。

年末一時金の支給について、支給額を基準月収の3か月+10万円、支給日については2024年12月10日(火曜日)。ただし、次のことを踏まえた内容としていただくようお願いする。

1つ、職務段階別加算についてはこれを撤廃することとし、一律に増額を図ること。あわせて、格差解消に向けて具体的措置を講ずること。2つ目に、勤勉手当の人事評価による成績率の反映や実勤務、欠勤日数の区分に応じた割合については廃止すること。3つ目に、再任用職員、非正規職員についても本務職員と同様に措置すること。この問題については、市労組連の共同交渉によって解決を図りたいので、回答は市労組連にお願いする。

一時金が果たしている役割は、職員の生活実態から見ても生活補填金としての性格はますます強くなっている。この間の物価高騰により、毎月の家計のやりくりは限界にきており、一時金に対する職員の期待は例年にも増して非常に大きくなっている。9月27日に大阪市人事委員会が勧告した中身では、年間0.1月の引上げが報告されている。この間の物価高騰などを考えると、到底納得できる引き上げ幅にはなっていない。私たちが行った一時金要求アンケートでは、苦しい生活実態や職場改善の声が寄せられており、要求している3か月+10万円は譲ることのできない最低限の内容である。現場からは、「昇任などで職員が少ない状態で対応する必要があるため十分な職員がいる環境にしてほしい」「会計年度の支給月数が改正されたときに再任用も一緒に上がらなかったのだろうか」「本給の上がない高齢層職員への上乗せをしてほしい」など切実な声が寄せられている。市側の努力で疲弊する職員の生活を改善し、職員が安心して働くことのできる職場体制を確保することが市民サービス向上と地域経済を活性化させることにつながるものである。こうした視点に立ち、要求どおりの一時金が支給されることを求めるものである。

その上で、何点か指摘しておきたいと思う。1点目は、会計年度任用職員の一時金については、今年度から正規職員と同様の月数が支給されるようになったことは評価するが、それでもまだまだ処遇は低いままである。若年層や会計年度任用職員など非正規職員が置かれている状況を十分に鑑み、支給月数とともにプラスαの支給を求めておきたいと思う。2点目は、再任用職員についてである。フルタイム再任用職員からの本務職員と同等の支給を求める声は従来にも増して切実である。定年延長が実施され、60歳を超える職員の中でも再任用と再任用職員以外が混在することになる。同じ業務をしているにもかかわらず、給料や一時金の支給月数に格差が生じるのは、働いている職員からすれば到底納得できる

内容ではない。今年度から会計年度任用職員は正規職員と同じ支給月数となっている。しかし、再任用職員は半分の2.25月しかない。賃金の後払い、生活費が増大する夏季、年末に生活費を補充する役目である一時金の性格からしたら半分なのはおかしいのではないだろうか。再任用職員の支給月数を正規職員と同様にすることを強く求めておきたいと思う。3点目は、相対評価による一時金支給や定期昇給について差をつけるようなやり方については、毎年、一刻も早くやめるよう強く求めている。職員、市民を不幸にする人事評価制度はやめるべきであり、相対評価制度の廃止を求める。4点目は、コロナ禍において非常に多量に業務を行ってきたケア労働者の処遇改善についてである。コロナ禍での教訓として多くのケア労働者の重要性を市民、職員が改めて感じたところである。他の職種と比べて著しく低い処遇に置かれているケア労働者の処遇改善は、待ったなしの状況である。ケア労働者の賃金改善は、労働者全体の賃上げにもつながる大きな景気対策でもある。あらゆる制度を活用して、ケア労働者の処遇改善を求める。申し入れている内容は、職員の生活実態を改善すること、職員が市民のために働きがいを持てる職場とするために必要なものである。さらに、大阪の景気回復にも貢献するものと認識している。職員が一丸となって市民サービスが充実した大阪市をつくるためにも、要求の趣旨を十分に踏まえ、市側としての自主性、主体性を持った検討を行うことを強く要請するものである。

(市)

ただいま委員長から本年度の年末手当に関する申し入れをお受けしたところであるが、私どもも年末手当は職員の生活だけでなく、執務意欲向上のためにも重要な課題であると認識をしている。ただいまの要求については今後、慎重に検討してまいり、ご提案のとおり市労組連との交渉としたいと考えているので、よろしく願います。

(組合)

先ほども予備交渉の中でも言ったが、再任用職員の一時金、本当に再任用職員の声が大きくなっている。会計年度が一緒になったのに、なぜ再任用は半分のままなのか。一時金の性格からして、ここに差がつけられる理由はないと思う。ましてや、今回も正規とか会計年度は0.1月の引上げだが、再任用は0.05という半分ということでは、ますます差が広がると、大きくなるということであるので、ぜひともここに踏み込んでいただきたいと思う。そうすることが再任用職員も今、本当に募集しても集まらないような状況になって、会計年度に切り替えないといけないとか、そういった職場も出てきている中で、長年、大阪市のために頑張ってきた職員が再任用となって引き続き大阪市のために働こうとしているのに、その再任用の善意に頼るような雇用は本当にやめていただきたいし、大阪市としてぜひとも踏み込んでいただきたい。先ほども言ったが、今年の新潟市の人事委員会が再任用も正規と同様の支給とせよという勧告を出されているので、この大阪市でもぜひともそこに、そういう勧告がなくても踏み込んでいただきたいなというふうに思う。あと、今、

選挙があって、国の給与法がどうなのかということが言われているが、大阪市はいつもどおりのスケジュールでいくということでもいいか。

(市)

まだ何も決まっていないので、国の給与法改正もまだ目途が立ってないし、現時点ではどうするか全く決まってない。

(組合)

ちなみに、国は国の給与法が通ってから地方へ進めろということ言っているみたいだが。

(市)

そうである。副大臣通知がある。

(組合)

それで独自に先にやってしまったらペナルティするというのは、国から何かそういった通知とか。

(市)

いや、ペナルティどころという通知は出てはない。

(組合)

出てはない。

(市)

そうである。

(組合)

ということで、やろうと思ったらできる。大阪市が先行して。

(市)

やろうと思ったらできる。技術的助言ということもあるので、それを踏まえてどう考えるかというところかなと思うが。

(組合)

いつもだったら、ここでいつもどおりのスケジュールということになると思うが、それ

なら今年については。

(市)

ちょっと今年は例年と違う状況かなというふうに思う。

(組合)

市会の日程考えれば、いつもどおりでいかないと12月の支給に間に合わない。大阪市は、この会計年度の4月遡及とか一時金は去年決着ついているけど、それがまだできてない自治体は給与法が遅れたら今年も4月遡及をしないという自治体が出てくるのではないかという不安が今上がっているので、ぜひとも早く給与法を通すようになってほしいなというふうに思う。それとあと今、物価高騰が本当に続いていて、この間の厚生労働省の毎月統計調査でも2020年と比べて、この8月で物価が109.1%になっていると。今でも前年同月比で2%、3%ずつ物価が上がっていつているという中では、本当に一時金への期待が高まって、毎月給料が低い中で、とりわけ会計年度とか非正規の方とか再任用の方にとっては、この一時金で毎月の苦しいのを補填しないといけないわけである。本当に何とかしてほしいというところでは、泉佐野市がここ去年、一昨年と連続でプラスαの支給をしているわけで。そういったところにもこの物価高騰で職員への対策として何とか行えないかなというふうに思う。全国的にはいろいろ定額減税とか非課税の方には給付するとかそういった対策は行えているわけで、何とかこの大変な状況を職員が希望を持てる一時金にぜひともしていただきたいなというふうに思う。例年、また回答のときにもあるが、鋭意検討してきた結果、これが精いっぱいであるという回答だが、その回答のときにはどういう検討をされて、こういう結論に至ったのか、ぜひとも説明をしていただけるようお願いしたいというふうに思う。

今さっき委員長が言われたが、特に再任用の先生が、やっぱりよそでも仕事を考えると言い出している。だから、ボーナスのときに「なぜ」というのがあって、一生懸命やっている部分をちゃんときちんと認めてくれないのかと言って、60歳まで働いて、その後、大阪市に「頑張ってる」というので、周りからも期待されているし、期待されているというか、頼りにされているしというので、すごく一生懸命頑張ってる、その6月のときにガクッときて、今度の年末、この一時金に何とかしてほしいと。何でならないのかも、もしもならないのだったら何故ならないのかをきちっと説明してほしいと。じゃないと、「辞めたい」と言うから、「いやいや、辞めないで」とは言っているけれど、やっぱりそれだけ、再任用の先生、先生というか職員はすごく大阪市にとっては貴重な人材である。そこを何とかしてほしいなというのを、委員長が言ったのであれだが、会計年度の職員からはこの6月にやっぱりボーナス見たときにすごく喜んで、ただ、でもやっぱりボーナスでうれしかったというのは、これでよかったというのは聞いたのだが、日頃のもともとが低いというところで、何とかそこもやってほしいから、何とかしてほしいというのはすごく聞いている。

だから、本当にいろんなところに人が流れないようにというのが、一番はやっぱり労働条件もそうだけれども、賃金も引き上げてほしい。特に年末の一時金については、再任用の先生からはそう言っているので、そこも考えていただいて、何とかいい回答をいただけたらなと思っている。

最後にもう一度確認であるが、この市会の日程を見ていると、いつものパターンだったら11月22日に追加案件が運営委員会にかけられて、29日の議決でされて、12月1日で12月支給が間に合うパターンだと思うが、市会の最後、12月18日が今回の最終だと思うが、そこまでに給与法が通らなかった場合、大阪市のあれはどうなるのか。

(市)

それも今お答えできる中身は全くない。今、状況が本当に分からないので、そうだったらこうだというのは、この段階では何もお伝えできない。いつもだったら10月に閣議決定がされて、11月に法改正があってという形で、11月中に議決もらってということでやっているが、それが今年度、閣議決定がまだされていないという状況で、いつされるか分からないという状況であるのは確かなので、いったいどういうふうに進んでいくかというのは今の段階では本当に何も決まってないし、他都市も同じような状況だと思うので、そういったあたりもちょっと踏まえて、どうするかというのは今後考えていきたいと思う。

(組合)

最悪、12月18日、市会に間に合わなかったら、2月市会まで待たないといけない。

(市)

可能性としてはいろいろとあるとは思うが。

(組合)

またその辺りの国の動きが決まれば速やかに。

(市)

もちろん、こちらの方針が決まったら、お伝えさせていただくので。

(組合)

願います。

(市)

よろしく願います。